

とやま未来創生でんき
「とやま移住応援でんき」
募集要項

2025年4月1日実施

富 山 県
北 陸 電 力 株 式 会 社

とやま移住応援でんき

募集要項

目 次

1	目 的	1
2	定 義	1
3	適用内容	2
4	供給要件	4
5	申込手続き	4
6	契約手続き	5
7	その他留意事項	5

とやま移住応援でんき

募集要項

富山県と北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）は、2021年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「とやま未来創生でんき」を創設し、その新たな電気料金メニューの一つとして、富山県外から富山県内へ移住された世帯に対し、北陸電力の一般的な家庭向けの電気料金から減額した価格で電力を供給する「とやま移住応援でんき」を設定することといたしました。

「とやま移住応援でんき」の適用を希望される世帯にあつては、本募集要項（以下「この要項」といいます。）にもとづき、申込みをしていただきます。

1 目 的

北陸電力は、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、一定の要件を満たした富山県内の世帯に対して、北陸電力の一般的なご家庭向けの電気料金から減額した価格で電力を供給いたします。これにより、富山県に移住される世帯を支援し、富山県への移住者増加に繋がることを企図するものです。

2 定 義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 申 込 者

「とやま移住応援でんき」の適用を希望し、この要項にもとづき申込みする個人をいいます。

(2) 供給対象箇所

「とやま移住応援でんき」の適用を希望する場所であつて、北陸電力と電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結しているまたは締結予定の富山県内の需要場所をいいます。

(3) 移 住 者

2020年12月1日以降に富山県外から富山県内へ移住された世帯であつて、

北陸電力と電気需給契約を締結されたお客さまをいいます。

なお、「5(3) 提出が必要な申込書類②」に定める住民票の写しに記載されている転入日を、富山県内への移住日といたします。

ただし、新たな電気需給契約の締結をともなわない場合または転勤もしくは進学等の理由による一時的な転入の場合は除きます。

3 適用内容

「とやま移住応援でんき」の適用内容は、北陸電力の「低圧特別約款」にもとづき締結している電気需給契約によるものとし、料金等は次のとおりといたします。

(1) 料 金

各月の料金は、締結している電気需給契約によって算定された基本使用料金または基本料金および電力量料金等の合計（以下「割引対象額」といいます。）から、①によって算定された割引額（以下「とやま移住応援でんき割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

① とやま移住応援でんき割引額

とやま移住応援でんき割引額は、1月につき次により算定いたします。

$$\text{とやま移住応援でんき割引額} = \text{割引対象額} \times \text{②の割引率}$$

なお、割引対象額の算定上、締結している電気需給契約によって算定された電力量料金等は、燃料費調整額の差し引きおよび加算をする前の金額といたします。

② 割引率

適用契約種別	割引率
「使っておとくライト」または「従量電灯ネクスト」の場合	5%
「くつろぎナイト12」, 「ecoシフトチェンジ」, 「エルフナイト8」, 「エルフナイト10」または「エルフナイト10プラス」の場合	1%

(2) 適用期間

「とやま移住応援でんき」による料金の適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、「とやま移住応援でんき」による契約が成立した日の直後の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から、適用開始日以降1年目の日が属する月の検針日の前日までといたします。

なお、「とやま移住応援でんき」による契約が成立した日と検針日が同日の場合は、「とやま移住応援でんき」による契約が成立した日を適用開始日といたします。

(3) 適用契約種別

適用契約種別は、北陸電力の「低圧特別約款（料金表）」に定める「使っておとくライト」、「従量電灯ネクスト」、「くつろぎナイト12」、「ecoシフトチェンジ」、「エルフナイト8」、「エルフナイト10」または「エルフナイト10プラス」のいずれかとし、契約種別がこれ以外の場合、原則として、「とやま移住応援でんき」を適用いたしません。なお、電気需給契約に附帯する契約種別や他の割引サービスを適用している場合は、「とやま移住応援でんき」を適用できないことがあります。

また、契約種別が「エルフナイト8」、「エルフナイト10」または「エルフナイト10プラス」のお客さまは、2025年4月1日以降、「とやま移住応援でんき」を申込みいただけません。

(4) 適用期間中の解約の取扱い

- ① 富山県または北陸電力の異常渇水または非常変災その他の事由により「とやま移住応援でんき」を適用することが困難となった場合は、「とやま移住応援でんき」を解約させていただくことがあります。この場合、富山県および北陸電力は、「とやま移住応援でんき」の適用を受ける申込者に生じた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 申込者の都合により、「3(3) 適用契約種別」に適合しなくなった場合、原則として、「とやま移住応援でんき」を解約いたします。
- ③ 申込書類に虚偽の記載、申込みに不正の行為があったと認められる場

合または供給要件に反すると認められる場合等は、「とやま移住応援でんき」を解約いたします。

- ④ 「とやま移住応援でんき」を解約する場合、解約する日の属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則として、「とやま移住応援でんき割引額」は適用いたしません。
- ⑤ ③により適用期間中に「とやま移住応援でんき」を解約する場合は、適用開始日以降に適用した「とやま移住応援でんき割引額」を申込者から申し受けます。
- ⑥ 「とやま移住応援でんき」の適用は、1移住者につき1回に限るものとし、転居等により「とやま移住応援でんき」を解約した場合は、原則として、再適用はいたしません。

4 供給要件

「とやま移住応援でんき」の適用は、次の要件を満たす申込者および供給対象箇所を対象といたします。

- (1) 申込者は、原則として、「2(3) 移住者」に該当すること。
- (2) 申込者は、供給対象箇所において、北陸電力から「3(3) 適用契約種別」に定める契約種別により電気の供給を受けていること。
- (3) 申込日が、富山県外から富山県内への移住日から1年以内であること。

なお、申込日は、北陸電力が申込書類を不備なく受領した日といたします。

- (4) 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

5 申込手続き

申込手続きは次のとおりといたします。

なお、北陸電力に対する電気需給契約の申込みについては、別途必要となります。

(1) 申込方法

「とやま移住応援でんき」の適用を希望される場合は、北陸電力のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、北陸電力まで申込みをしていただきます。

(2) 申込期間

2021年4月1日から2026年1月31日までの間、先着順に随時受け付けいたします。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了いたします。

(3) 提出が必要な申込書類

- ① 「とやま移住応援でんき」適用申込書
- ② 富山県外からの転入を確認できる住民票の写し（発行から1年以内のものとし、コピーであっても受け付けいたします。）

6 契約手続き

(1) 審査

北陸電力において申込内容を審査し、供給可能量の範囲内で「とやま移住応援でんき」を適用する申込者を決定いたします。

(2) 契約の成立

「(1) 審査」の結果、不備がないものとして「適用」と決定したときに「とやま移住応援でんき」による契約が成立いたします。

なお、北陸電力は、申込者に対し、「とやま移住応援でんき」による契約の内容について、書面等にてお知らせいたします。

また、北陸電力は、申込者からの申込内容および審査結果について、富山県に情報提供を行ないます。

7 その他留意事項

(1) 申込書類の取扱い

① 情報の利用

富山県または北陸電力は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、「とやま移住応援でんき」の適用のために利用することがで

きるものとしたします。

② 申込書類の返却

提出された申込書類は、返却いたしません。申込書類の控えが必要な場合は、申込者においてあらかじめコピーをお取りいただく等、これに必要な対応を行なっていただきます。

(2) 調査およびPRの実施

富山県は、「とやま移住応援でんき」の適用を受ける申込者に対し、移住者を支援する目的で各種調査およびPRを実施することがあります。

(3) 排出係数の扱い等

「とやま移住応援でんき」の申込みにあたっては、次の内容について承認いただくものとしたします。

① 「とやま移住応援でんき」は、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を含む北陸電力の電源全体から供給するものであり、富山県が運営する水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、北陸電力の事業者別排出係数（残渣）を用いるものとしたします。

(4) 要項の変更

富山県または北陸電力は、民法548条の4の規定にもとづき、この要項を変更することがあります。この場合、適用期間終了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の募集要項によります。

(5) その他

① 適用期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものとしたします。

② この要項に定めのない事項については、北陸電力の「低圧特別約款」によるものとしたします。